

資料

パンジャマン・コンスタン『征服の精神と篡奪 ——ヨーロッパ文明との関わりにおいて』（八）

七 第二部 篡奪について

第一章

いかなる形態においても、人間が喜んで恣意的支配を甘受するのは不可能であるということ

もしこうしたことが恣意的支配の作用であるならば、どんな形態を纏っていようと、人々はすすんでこれを受け容れることなどできない。したがって、フランスで自由と名づけられたものが恣意的支配の一形態であったように、恣意的支配の別の形態である専制政治を甘受することもまた不可能である。さらにいえば、この自由と称されるもの

が専制政治とは異なる形態の恣意的支配だったと述べるとき、私は必要以上に譲歩しているのだ。実際それは、異なる名を冠した専制政治にほかならなかったからである。

フランスの革命政府について叙述する人々がこれをアナキー、すなわち政府の不在と呼んだのはまったくの誤りである。もちろん革命政府にも革命法廷にも反革命容疑者法のなかにも、政府の不在などは認められなかった、そこにあつたのは残虐な政府の恒常的かつ普遍的な存在だったのだ。

アナキーと呼ばれたものは専制政治にほかならず、現在のフランス国民の支配者がそこで実例の示されたあらゆる方策を模倣し、当時発布されたすべての法律を維持したというのは紛れもない事実である。彼はこうした法律の廢

堤 林 劍
堤 林 惠
／ 訳

止を、しばしば自分で公約に掲げたにもかかわらず何だかんだと常に避けた。時にはその施行を中断するという功績を自画自賛しつつも、その行使権は自分のために確保していた。そして自分自身が制定者であることは全面的に否定しながらも、自らその受遺者として名乗りをあげたのだった。それは彼が好き勝手に放棄したり取り戻したりする、毒の充滿した武器庫であった。これらの法はまるで雲で蔽われているかのようにすべての人々の頭上に漂い、最初の合図でまたすぐにも飛び出せるよう伏兵となつて潜み続けた。

こう書いていたところで一八一三年二月二七日のデクレを受取り、私はその中にこのような三つの条文を見つけた。「四、我々の特別委員 (Nos commissaires extraordinaires) は、諸状況と公共の秩序維持に必要な高等警察 (haute police) による措置の一切に対して、その命令権を有する。五、同様に彼らは、軍事委員会 (commissions militaires) を組織し、敵を援助し内通した罪、あるいは公共の安寧に対し陰謀を企てた罪に問われているすべての人間を、この委員会あるいは特別法廷 (les cours spéciales) に召喚する権限も有する。六、彼らは布告を制定し法令を發布することができる。当該の法令はすべて

の市民に対し拘束力を有する。司法、文民、軍事当局はこれに服従し施行させる義務を負うものとする」。果たしてこれは国民公会の独裁官のことではないのか？ 我々はこの法令のなかに無制限の権力と革命法廷の姿を再び見出さないだろうか？ もしロベスピエールの支配がアナキーだったとすれば、ナポレオンのそれもアナキーであろう。しかし、それは間違っている。ナポレオンの支配は専制政治であり、ロベスピエールの支配はまさに専制政治以外の何物でもなかったと認めねばならない。

アナキーと専制政治とは次のような類似性を持っている。どちらも「権利の」保証を無化し、形式を踏み躪る。だが専制政治は自ら破壊した形式を自分のために要求し、生贄にせんとする犠牲者たちを鎖に繋ぐ。アナキーと専制政治は社会状態のなかに野蛮状態を呼び込む。しかしアナキーはそこ「野蛮状態」にすべての人間を逆戻りさせてしまうのに対し、専制政治は己ひとりとその状態に置き、自分のかなぐり捨てた鎖に繋がれたままの奴隷たちを虐待するのである。

それゆえ、今日において人間は専制政治をかつてないほどに甘んじて受け容れる、というのとは真実ではないのだ。十二年にわたる激動に疲弊した国民が倦怠に陥いつてしま

い、耐え難い暴政のもとで一瞬眠り込む——強盗が出没するにもかかわらず疲れきった旅人が森でまどろむように——そういうこともありえたらう。だがこの一時的な昏迷を永続的な状態と考えることはできない。

彼らが専制政治を求めているというのは、彼らが抑圧を蒙るか自ら圧制者になるか、そのどちらかを望んでいると主張することにはかならない。もしそうとすれば人々は、第一の場合は自分で自分を理解しておらず、第二の場合には人に理解されることを求めているのだ。

専制の何たるかを階層ごとに区別して評価すべきだと仰るならば、教養ある人々についてはトラセアスやセネカの死を思い浮かべればよい。人民についてはローマの大火と属領の荒廃を——支配者本人については、ネロおよびヴェリウスの最期を。

篡奪が専制政治によって維持されるかを検討する前に、右の問題をいまし詳説するべきだと私は考えたのである。今日、この手段を確実な方途として篡奪に指し示す者は、我々にむかつて諸国民の欲望や願望、無制限の権力に捧げられた彼らの愛情について延々と語る。そうした人々によれば、この権力は諸国民を抑圧し、束縛しながら、彼ら自身が犯す誤謬から守り、自分で自分に害を為すのを——ひ

とりで勝手に傷を負う場合は別として——防ぐもの、ということになる。いっそ自由の名においてそうするのではないとはつきり宣言してしまえば、我々は喜んで自らを踏みにじる足に身を投げ出すだろうとさえ言いかねない。この不条理あるいは偽りの主張を拒絶し、どんな言葉の濫用がそこに論拠を提供しているかを示すのが私の目的であった。ここまでくれば、偽りの自由から帰結した最近の不幸な経験にもかかわらず、実際には人類が専制政治を好意的に受け容れることはあるまい、という点には納得されるはずである。そこで、次に検討すべきは、果たして暴政にそなわった手段すべてを総動員することで、篡奪が無数の敵の手を逃れ自分を取り囲む多くの危険を避けうるかである。

第一章 篡奪を持続させる手段としての専制政治について*

*以下の専制政治に関する考察の公表が、およそフランス政府を例外とする現在のヨーロッパ諸政府に対し、彼らに最もふさわしい敬意を捧げることになるだろうと信ずる。我々の時代は、なお多くの苦悩が刻印され、人間性というものがあるが、少なうともある一点においては幸福である。利

害によって理性によって道徳によって、あるいは互いに捧げあった奉仕に対する相互の認識によってとさえ言いうるだろう、そうしたものが王と国民とをかくも強く結びつけているがゆえに、邪悪な人間も彼らを引き離すことはできないのだ。君主たちは国民の権利を認識し、そして彼らにその享受を保障することによって尊き榮譽に浴する。諸国民は暴力的な動乱からは何も得られないということ、また時間が慣習として定着させた制度は、まさにこの時間によって改善されるがゆえに、他の何にもまして好ましいものだということを知っている。もし人がこの両の信念を巧妙に、つまり誠実に義しく（というのもそれが真の政治的な巧妙さであるから）活用するならば、警戒すべき革命も専制政治も当分の間現れないであろうし、我々の忍んだ数々の悪も十二分に報われ償われることとなるだろう。

篡奪が専制政治によって維持されるためには、専制政治そのものが存続できなくてはならない。そこで私が問うのは、近代ヨーロッパの文明化されたいかなる民のもとで専制政治が維持されたか、である。専制政治という語で私は何を意味しているかはすでに述べた。そして歴史に鑑みて私が理解するのは、専制政治に接近した政府はどれもみな自ら転落して最期を遂げることになる奈落をその手で掘ったのだ、ということである。絶対的権力が崩れ去ったの

はいつも、成功によって冠を授けられた長い間の努力がそれを一切の障害から解き放ち、平和な存続を許すかに思えたその瞬間であった。

イングランドにおいてこの権力はヘンリー八世の治下で確立され、エリザベスがそれを強化した。人々はこの女王が手にした無制限の権威に感嘆したものであった。⁽²⁾だが彼女の後継者は隸属したと思われたこの国民と絶えず戦い続けることを強いられ、さらにその息子は名高き犠牲者として自らの死によりイングランド革命の歴史に血の染みを印すこととなった。その記憶は一世紀半にわたる自由と栄光をもつてしても、なかなか消し去ることは難しい。

ルイ十四世は『回想録』のなかで、高等法院と聖職者、および一切の中間団体の権威を打ち砕くために彼の為したことすべてを満足げに語っている。彼は無制限となるに至った自らの権力の増大を寿ぎ、自分の後を継いで王座を占めるはずの国王たちに対してそれを誇った。彼がこれを書いたのはおよそ一六六六年ごろのことである。そして、その一二三年後にはフランスの王政は顛覆⁽³⁾していった。

↑絶対的権力の最も熱狂的な擁護者の一人には、馬鹿馬鹿しく都合のよい物忘れが見受けられるのだが、しかし彼には少なくとも篡奪に対し勇敢に刃向かった、という希少な美

点が見わっている。「フランス王国は——と彼が記している——ルイ十四世の単一なる權威のもとに力と富というすべての手段を集結させた。（……）王国の栄華はあらゆる悪弊によって長い遅延をこうむっていた。この悪弊は野蛮な時代が背負わせたものであり、その鏽を完全に削ぎ落とすにはほぼ七世紀という時間が必要であった。しかしこの鏽はついに払い落とされた。すべてのばねが集められ、仕上げの焼入れを受けるのだ。行動はより自由になり、機能はいっそう素早く確かになった。もはや無数の外的な動きに邪魔されることもない。今はたった一つの装置が他のすべてに推進力を与えるようになったのだ」。嗚呼なるほど！ ではそこからどんな結果が生じたか？ この唯一無二にして強力なばね、この無制限の權威から？ 一時期の輝かしき君臨、それから恥辱に満ちた統治、そして弱々しい支配、最後に革命だ。

事態がこのように不可避的に推移する理由は単純明快である。権力に対し障壁として働く諸制度は、同時にその支えともなっている。制度は権力を導き、その取組みのなかでこれを支える。暴力が氾濫するときには宥め、無氣力に陥れば励まし勇気づける。制度は権力の周囲にさまざまな階級の利益を結集させる。権力が制度に挑む場合にさえ、その過ちから危険性をそぐ何らかの節度を与えるのだ。だ

がこうした諸制度が破壊されれば、権力は自らを導いてくれるものも抑制してくれるものも失って、あてもなく彷徨しはじめる。足取りは不規則に、気紛れになる。確かな規範を何一つ持たないために、権力は前進しては後退りし、むやみに動き回る。自分の行動が十分であったのか、行き過ぎだったのか、権力には決してわからない。逆上しても静めるものはいない。沈鬱になったところで誰も力づけはしない。敵を厄介払いしたつもりで味方を追放してしまったのだ。権力が行う恣意的支配はこれを困惑させ悩ませる悔恨の念が入り混じった一種の責任である。

自由な国家の繁栄など一時だけだ、と人々はよく口にしていたものであった。だが絶対的権力の隆盛はそれよりはるかに儂い。イングランドの自由に匹敵するほどの長きに亘って全盛期に留まりえた専制国家など、一つとして存在しないのである。

専制政治には三つの可能性がある。国民を憤慨させ国民がこれを顛覆するか。国民を苛立たせ、そこに他の国から侵略を受けこの異国人の手で覆されるか。^{*}あるいは外敵からの攻撃がなければ、速度は遅いが同じくらい確実な、かついっそう恥ずべき仕方ですら衰弱していくか、だ。

^{*}フィランジュエリが記している、ガリア人の征服のために

カエサルは十年間に及ぶ疲労と苦心と交渉という代価を費やしたが、クローヴィスにとってはいかなれば一日しか掛からなかった。それでもカエサルに抵抗したガリア人は、ローマ流の戦術を仕込まれてクローヴィスと戦った者達に比べ、明らかに統制がとれていなかったのだ。十五歳か十六歳という年頃のクローヴィスがカエサル以上に優れた將軍であつたはずもない。だがカエサルが相手にしたのは自由な民族であり、クローヴィスの相手は奴隸となつた人々だつたのである。

権力が強大となるに応じて君主の安全は低下していく、⁽⁴⁾ というモンテスキューの格言はいたるところで確認できる。

* モンテスキュー『法の精神』第八巻、第七章。

否、と専制政治の擁護者たちは言う——政府が崩壊する時、それは常に政府の弱さが招いた結果である。政府が無用な形式に囚われずに〔人々を〕監視し、厳罰し、束縛し、弾圧するのは当然だ。

この主張を裏づけるために、暴力的で非合法な手段——それを用いることによって政府が救われたかのように映るもの——の例が二、三、挙げられる。しかしこうした事例に価値を持たせるためには範囲をわずかな年数に限ってそこに閉じ籠らなければならない。もしさらに遠くまで視野に入れたならば、強固になるところかこのような手段によ

つて政府が消滅してしまった様子を眼にすることになるだろう。

この主題は極めて重要なものである、なぜなら時には正規の政府 (les gouvernements réguliers) でさえも右のごとき理論に誘惑されてしまうからだ。だからもし、少々脱線して私とその危険性と誤謬とを浮き彫りにしたとしてもお許しいただけることだろう。

第一章 非合法かつ専制的な手段が正規の政府

そのものに及ぼす影響について

恣意的支配に手を染めることを正規の政府が自らに許せば、自己の存在意義を守るのに用いた手段のために意義そのものを犠牲にすることとなる。我々の財産や自由、生活に害をなす人間を政治的権威が取り締まるよう人々が望むのは何のためか？ これらの享受が我々に保障されるためだ。だがもし恣意的支配によって我々の資産が失われ、自由が脅かされ、生活が乱されてしまうならば、権威の擁護から一体どんな利点が引き出せよう？ 国家の体制に対し陰謀を企てる人物を罰することが望ましいのはなぜか？ こうした陰謀家たちが合法的にして穩健な組織に抑圧的な権力を置き換えるのではないかと人々が恐れるからだ。だ

がもし權威自らがこの抑圧的權力を行使するなら、どんな長所を誇れよう？ もしかしたらしばらくの間は、事実上一つの利点が認められるかもしれない。すでに確立された政府の揮う恣意的手段は、自分たちの權力をこれから築かなければならない諸党派のそれよりも頻々でないのが常である。とはいえ、この利点も恣意的手段の使用のゆえに失われる。一度この方策を是認すると、人はそれが甚だしく簡潔で便利だということを知って他の手段を使う気がなくなってしまうのだ。はじめは極めて例外的な状況における最終手段として示されながら、恣意的支配はあらゆる問題の解決法となり日々の実践へと変貌していく。そうすれば、犠牲者とともに政治的權威に敵対する人々の数が増加するというだけでなく、權威への不信感もまた敵勢に対する釣合を超えて増大する。ある自由への侵害は他の侵害を招き、この道に足を踏み入れた權力は結局、党派の同類に墮すこととなるのである。

叛徒たちに結集する暇を与えず、秩序を強固にして平和を維持する——非法的な手段の使用について、そしてその法規を超えた迅速さについて人々はずいぶん気楽に口にする。だがそうして引用される事実に尋ね、有利な証拠として引き合いに出されるものにしたがってこの体制を判断

してみようではないか。

グラックス兄弟はローマ共和国を危機に陥れた、と言われている。一切の形式は効力を失っていた。元老院はやむをえず二度にわたって恐るべき法に訴え、共和国は救われた。共和国は救われた！ その意味は、共和国の没落はこの日に始まったということに他ならない。あらゆる權利が無視されあらゆる制度が覆された。人民が望んだのは特權の平等のみであつた。彼らは自分たちの擁護者を暗殺した者に対する懲罰を誓い、冷酷なマリウスがこの復讐の指揮を執つたのだつた。

ギーズ家の野心はアンリ三世の治世を揺さぶつた。ギーズ家の人間を裁判にかけるのは不可能だと思われ、アンリ三世はそのうちの一人を暗殺させた。それによつて彼の統治はより穩やかなものとなりえたか？ はたしてフランス王国は二十年に及ぶ内乱に引き裂かれた。四十年後に善王安リ四世が蒙つたのは、ヴァロワ家最後の人物の因果であつたのかもしれない。

この種の危機においては犠牲となる罪人は少数にすぎなかつた。その他の者たちは黙り込み、身を隠し、ただ待つてゐる。彼らは魂にくすぶる暴力によつて抑圧された憤怒の情を利用する。不正義の出現によつて善良な人々の精神

にひろがった悲嘆の念を利用する。法律の軛を逃れた権力は、その固有の性質と恵まれた優位とを失った。もし叛徒たちが同種の武器で権力側を攻撃すれば市民の群は分断されるかもしれない——彼らにとつては、二つの党派のほかに選択肢はないものと思われるのだから。

人は国家の利益、遅延が引き起こす数々の危険、公安を引き合いに出して反論する。最も呪うべき体制の下でも同じ文句を嫌というほど聞かされはしなかったろうか？ 一体いつになったら言い古されて擦り切れるのだろうか？ このご大層な口実、うわべだけの言葉を受け入れれば、いずれの党派も敵を打破することに国家の利益を認め、わずかな検証すら遅延の危険とみなし、裁判も証拠もなしに有罪と判決を下すことに公安を見出すだろう。

おそらく政治的な社会には、人間の慎慮すべてを傾けても斥けがたいほどの危機的狀態が訪れる日も来よう。だがかといって暴力や裁判の廃止によつてこれらの危険が回避されるわけではない。それが可能となるのはむしろ、確立された法律や庇護を与えてくれる諸形式や予防線としての保障に、かつてないほど忠実に細心に服することを通じてなのだ。これら合法的なものにこだわりぬく勇気を示せば、そこから二つの利点が生じる。まず政府は敵方に最も神聖

な法を侵害した汚名を負わせられる。さらに、非合法的な手段は権力者が迫り来る危機を感じている証拠となつてしまうのに対し、政府が平静と安寧を示すなら、少なくとも態度を決められずにいた臆病な群衆の信頼を勝ち取ることでもできよう。

いかなる穩健な政府も合法性と正義に支えられた政府も、正義を停止させれば、合法性から逸脱すれば、必ずや衰退を余儀なくされる。本性にしたがつて遅かれ早かれこうした政府は溫和になるが、政府に刃を向く記憶に乗じようとする敵方はまさにその時を待っているのだ。暴力は束の間政府を救済するかに思えた。しかしそれによつて没落はいっそう逃れがなくなつた。いくらかの敵対者を排斥した暴力が彼らの抱いていた憎悪を押し広げ、行き亘らせたからだ。

正しくあれ——権力を委ねられた人々に私は常に言い続けるだろう。正しくあれ、たとえ何が起ころうと。正義によつて統治することができぬなら、不正義によつても長い支配は望めぬであらうから。

我々の長く暗い革命期においては、多くの人が今日の出来事の原因をあくまで前夜の行動に探ろうとしていた。暴力が一時的な昏迷を引き起こした後でその効用を失わせる

ような反動が継起すると、彼らはこの反動の理由を暴力的措置の停止、追放処分を出し惜しみ、權威の緩みに帰した。^{*}しかし不公正極まりない命令は空文化するのが定めである。意識させぬうちに穩健化するの政治的權威の本性である。もはや耐え難いものとなった用心は自棄を起こす。その沈黙にもかかわらず、世論は重く申し掛かる。権力は譲歩するが、弱気ゆえの譲歩なので誰の心も味方につけることができない。陰謀の糸は再び張り巡らされ、憎悪が湧き上がる。恣意的支配によって迫害を受けた無辜の人々は力強さをまして再び現れる。尋問も受けずに刑を宣告された罪人たちが無実のように思え、そしてしばし足止めされていた禍も人々の為した悪を負わされて、いっそう恐ろしい災厄となって戻ってくるのだ。

*ルイ十四世治下においてはドラゴナードの首謀者たちが同様の理屈をひねり出した。リュリエールが述べている（『ナント勅令廃止についての解題』II, 278 [Claude Carlonan de Rhulieres, *Éclaircissements historiques sur les causes de la Révocation de l'Édit de Nantes, et sur l'état des protestants en France depuis le commencement du règne de Louis XIV*, Genève: F. Dufart, 1788]）。「セヴェンヌにおける暴動の頃、信者たちへの迫害を要請した側の人々は、カミザールの反乱の原因も厳戒な措置の弛緩に

ほかならないと主張していた。彼らは言った、もし抑圧が継続していれば蜂起など起きなかつたろうと。このような暴力に反対する立場の人々はこう答えた、もし抑圧がそもそも始められていなければ、不満自体が存在しなかつたはずではないか」。

いかなる意図にもいかなる目的にも等しく用途を果たし、廉直な人々が暴徒に対して援用したかと思えば、必要性という同じ弁解、公安という同じ口実とともに、廉直な人々の權威を背負った暴徒らの口から飛び出してくる——手段をそんなふうの説明できる言訳などありはしない。暴政の野望に囚われた人物は誰であれ一切の手続きなしに殺害してよいとしたヴァレリウス・プブリコラ法も、交互に貴族の怒りと民衆の憤りとに仕えてローマ共和国を崩壊させたのであった。

実際よりも自分を上等に見せようとする、そうした性癖はほとんどすべての人間に具わっている。作家の癖は政治家ぶろうとすることだ。結果として、超法規的権力の際立った増大も危機的状況における非合法な手段への訴えも、何もかもがあらゆる時代を通じて、敬意を込めて語られ自惚れとともに描かれてきたのである。安全に書齋におさまりかえった作者は、あらゆる側面から恣意的支配を宣

伝し、その方策において彼が推奨している迅速性を自分の文體にも取り入れようと努める。彼がほんのひととき権力を身につけた気になるのはその濫用の教えを説くからである。自作の辞句で飾り立てた力と権力のあらゆる誇示が彼の思弁的生活に再び活気を与える。そうして政治的權威の喜びの何がしかを自分のものとする。公安、至高法、公益といった大袈裟な言葉声を限りに繰り返す。自分の深遠さにうっとりし自分の精力に驚嘆する。哀れな愚か者よ！彼は自分の言うことに耳を傾けることのほか多くを望まぬ人々について、機会が与えられれば自分の理論を我が身で実験しようとする人々について語るのだ。

こうした虚栄はあまりに多くの著述家の判断を狂わせ、我々の内紛の時期には通常考えられている以上の害悪をもたらした。すべての凡庸な精神、權威の一部分を獲得した束の間の征服者たちはこれらのあらゆる格率を頭に詰め込んでいたし、自分では解くことのできない結び目を断ち切るのにも役立ったから、愚行にはますます都合がよかったのである。彼らは公安を掌握する手段、極端で大規模な方策、クーデターのことしか考えていなかった。一步ごとに通常の路程から外れていくがゆえに自分たちのことを非常な天才であると思ひ込み、法律が狭窄な代物にみえるから

といつて壮大な思想家と自称した。彼らの犯した政治的な罪一つひとつに、こう叫ぶ彼らの声が響いていた——「我々はまたしても祖国を救ったのだ！」。確かにこの点は十分認めざるを得ないだろう。だが祖国が日々こうして救済されゆくその傍らで、祖国はまた失われていくのだ。

(1) 実際は一八一三年二月二六日のデクレ。このデクレのテキストについては、以下を参照。Jean-Baptiste Duvier, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances*, Paris: A. Guyot, 1827, t. 18, p. 528.

(2) 初版では、次の一文が続く。「彼女はそれを節度をもつて行使したため、一層尊敬された」。

(3) この註で言及されている人物は、初版では Ferrand と明記されていた。

(4) モンテスキュー自身の言葉は以下のとおりである。「君主政の原理は、第一級の榮譽が第一級の隷従の標識であるときに、大身から人民の尊敬が奪い去られるときに、そして、大身が恣意的権力のいやしむべき道具とされるときに腐敗する。(中略) しかし、君主の権力が絶大となるにつれて、彼の安全が減少するということが真実ならば(これはいつの時代にも見られたことであるが)、この権力をその本性を変えるにいたるまで腐敗させることは、君主に對してその尊嚴を侵す罪となるのではあるまいか」(野

田良之他訳『法の精神（上）』岩波文庫、一九八九年、第一部、第八編、第三十七章、二三二—二三三頁。